

県立中学校(附属中学校)において令和8年度から使用する中学校用教科用図書の採択に関する実施要綱

1 目的

この要綱は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)第 13 条第2項及び第3項の規定に基づき、県立中学校(附属中学校)において令和8年度から使用する中学校用教科用図書(以下「教科用図書」という。)の公正かつ適正な採択のための組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

2 教科用図書の調査研究

- (1) 校長*¹は、教科用図書に関する専門的な調査研究を行うため、当該学校の教諭等*²から調査員を任命すること。
- (2) 調査員は、各校で開催される調査委員会で慎重に調査研究及び協議を重ね、その結果を、3(1)に定める教科用図書を選定させるための委員会(以下「選定委員会」という。)に報告すること。
- (3) 調査研究に当たっては、発行者から送付される全ての教科書見本について、学習指導要領の目標や内容、学校の教育目標や地域の実態等を踏まえ、発行者が作成する「教科書編修趣意書」及び愛知県教育委員会が作成する令和7年度使用中学校用教科書選定資料を参考として行うこと。
- (4) 校長は、選定委員会における協議経過等を明確にしておくため、議事録等を作成し、整備させること。

*1 令和8年度に開校する県立中学校(附属中学校)においては、中学校を開校予定の県立高等学校長とする。

*2 令和8年度に開校する県立中学校(附属中学校)においては、開校準備員とする

3 教科用図書の選定

- (1) 校長は、規約等を定め、選定委員会を主宰すること。
- (2) 選定委員会の委員は、教科用図書の専門的な調査研究の必要性や保護者の参画促進などの観点から、地域の実情に応じて次に掲げる者のうちから構成すること。なお、委員の委嘱に当たっては、採択の公正確保に疑義が生じることのないよう、慎重な配慮のもとに行うこと。
 - ア 当該学校の管理職*³
 - イ 当該学校の教員代表*⁴
 - ウ 域内の学識経験者
 - エ 域内の保護者代表
 - オ 愛知県教育委員会指導主事
- (3) 選定委員会の委員の定数は7人以内とすること。
- (4) 校長は、選定委員会の円滑な運営に資するとともに、責任を明確にする観点から、選定委員会に必要な役員を置くこと。
- (5) 校長は、選定委員会に、教科用図書に関する専門的な調査研究に基づき、教科用図書を選定させ、報告させること。
- (6) 校長は、選定委員会の協議内容を基に、別記様式1及び別記様式2により、愛知県教育委員会に選定報告を行うこと。

* 3 令和8年度に開校する県立中学校(附属中学校)においては、附属中学校を開校予定の県立高等学校の管理職とする

* 4 令和8年度に開校する県立中学校(附属中学校)においては、附属中学校を開校予定の県立高等学校の教員代表とする

4 教科用図書の採択

愛知県教育委員会は、校長から報告される選定結果を検討し、令和8年度県立中学校(附属中学校)教科用図書について、各校で種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月15日から施行する。

県立夜間中学において令和8年度から使用する教科用図書の採択に関する実施要綱

1 目的

この要綱は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第2項の規定に基づき、県立とよはし中学校、県立とよた中学校、県立こまき中学校及び県立いちのみや中学校(以下「県立夜間中学」という。)において令和8年度から使用する教科用図書(以下「教科書」という。)の公正かつ適正な採択のための組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

2 教科書の調査選定

- (1) 教科書の選定に当たっては、教科書を選定させるための委員会(以下「選定委員会」という。)を開催する。選定委員会の設置にあたっては、別に定める。
- (2) 委員は、教科書の専門的な調査研究の必要性などの観点から、次に掲げる者のうちから構成する。なお、委嘱又は選任に当たっては、採択の公正確保に疑義が生じることのないよう、慎重な配慮のもとに行う。
 - ア 県立とよはし中学校の管理職及び教員代表
 - イ 学識経験者又は支援者
 - ウ 愛知県教育委員会指導主事
- (3) 委員は、各自で慎重に調査研究を重ね、その結果を選定委員会に報告する。
- (4) 教科書の選定は、2(3)の報告を踏まえ、選定委員会において協議の上決する。
- (5) 委員長は、選定委員会における協議経過等を明確にしておくため、議事録等を作成し、整備させる。
- (6) 選定委員会は、愛知県教育委員会に選定結果を報告する。

3 教科書の採択

愛知県教育委員会は、選定委員会から報告される選定結果を検討し、教科書について、種目ごとに1種の教科書の採択を行うものとする。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、教科書の採択に関して必要な事項が生じた場合は、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。